

都立特別支援学校学校介護職員募集要項及び勤務条件

項 目	内 容
職名	都立特別支援学校学校介護職員
任用根拠	地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に基づく会計年度任用職員
任用期間	令和 8 年 1 0 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで ※ 採用時及び再度任用時に条件付き採用が適用されます。原則として、採用から 1 か月間が評定期間となります。評定後、判定者が評定書に基づき被評定者について「正式採用する」又は「免職する」を決定します。 ※ 任用期間満了後に同一の職務内容の職が設置される場合で、かつ能力実証の結果が良好である場合は、4 回を上限として公募によらず再度任用される可能性があります。 なお、期間を定めた任用であり、令和 9 年 4 月 1 日以降の任用を保障するものではありません。 ※ 4 回の再度任用終了後、改めて公募の採用選考に申込み、合格した場合には、引き続き勤務していただくことが可能となります（その場合も再度任用は 4 回までです）。
勤務職場	都立肢体不自由特別支援学校のうちいずれか ※住所については別紙 1「学校所在地一覧」参照 なお、次年度以降勤務場所が変更となる場合がある
職務内容	（１）都立肢体不自由特別支援学校における、児童・生徒の学校生活における介護業務（移動介助、排せつ介助、摂食介助、授業中等指導における介助及び支援等） （２）教室等教育環境の整備 上記（１）及び（２）に付随する業務
応募資格・求められる能力	障害のある児童・生徒に対して理解があり、さらに、次の 1 から 8 までのいずれかに該当する方 （１）介護職としての勤務経験を有する方 （２）介護福祉士資格を有する方又は取得見込みの方 （３）介護職員初任者研修、実務者研修、介護職員基礎研修、訪問介護員（ホームヘルパー）養成研修 1 級又は 2 級課程等の介護関連研修を修了した方又は修了見込みの方 （４）社会福祉士、介護支援専門員等の福祉系資格を有する方（又は取得見込みの方）のうち、介護の実務経験等（実習含む。）を有する方 （５）特別支援学校教諭免許を有する方又は取得見込みの方 （６）各種教員免許、保育士資格を有する方（又は取得見込みの方）で、介護の実務経験等（実習、介護等体験も可）を有する方 （７）特別支援学校、特別支援学級、児童福祉施設、学童、医療機関等での介助経験を有する方 （８）上記 1 から 7 までのいずれかと同等の経験又は能力を有すると都教育委員会が認めた方
勤務日数	月 1 6 日

勤務時間	原則として１日７時間４５分 所定勤務時間を超える勤務はありません。 勤務時間例：８：３０～１７：００（休憩時間 １５：５０～１６：３５） ※学校により多少異なります。
休暇等	（有給） 年次有給休暇、病気休暇、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、出産支援休暇、育児参加休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇（３日） （無給） 病気休暇、妊娠症状対応休暇、育児時間、子どもの看護等休暇、健康管理休暇、短期の介護休暇、介護休暇、介護時間、子育て部分休暇、育児休業、部分休業 ※ 一定の要件を満たす場合、上記休暇等を付与 ※ 病気休暇は勤務日数に応じた上限の範囲内で有給の取扱いとなりますが、上限到達後の取得は無給の取扱いとなります。
報酬額	月額 ２０８，１００円 通勤手当相当額を別途支給（上限月１５０，０００円） ※ 原則として毎月１５日支給 ※ 一定の要件を満たす場合、期末手当、勤勉手当を支給 ※ 年度途中で報酬等が増額又は減額改定される場合あり
社会保険	地方公務員共済組合法、厚生年金保険法、雇用保険法の定めるところにより、それぞれの保険に加入します。（保険料自己負担あり）
応募方法等	令和８年８月２１日までに会計年度任用職員申込書を提出する
特記事項	○本業務へ従事するに当たっては、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第６９号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。 ○特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、任用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。 ○このため、予め、選考過程において、書面や面接等により、特定性犯罪の前科の有無を確認します。
問合せ	教育庁都立学校教育部特別支援教育課学校非常勤職員担当 電話 ０３－５３２０－６７４６
その他	◇プール実習、宿泊行事の付き添い 通常の授業以外に、夏休みのプール実習や宿泊行事に御参加いただくこともあります。 プール実習では、子供と一緒にプールに入ってくださいこともあります。 ◇勤務日数 年間９６日の勤務ですが、月により勤務日数が異なります。年度当初は、一日も早く業務に慣れていただくため、２０日近く勤務していただく場合もありますし、夏休み、冬休みがある月には勤務日数が通常の月より少なくなることがあります。また、学校行事の際には全員出勤をお願いすることもあります。（勤務日数の割り振りは、配属校により異なります。）ただ

	し、月ごとに勤務日数が異なっても、毎月の報酬（給与）額は一定です。 ◇兼業兼職 兼業兼職は可能です（事前に学校長に届出を出す必要があります）。ただし、子供たちの介護に支障が出ない範囲での勤務をお願いします。また、学校全体の運営を考慮した上で勤務日を決定させていただきますので、必ず毎週特定の曜日に別の仕事のためにお休みするということは困難です。 ◇医療的ケアについて 肢体不自由特別支援学校に通う児童・生徒の中には、痰の吸引等の医療的ケアを必要とするお子さんもいらっしゃいます。学校介護職員の方も、医療的ケアに関する研修を受講していただき、看護師・教員とともに医療的ケアに携わっていただく可能性があります。 ◇災害が発生した場合 災害対応の職務に従事できること。
--	---

○上記については、制度改正等に伴い変更となる場合があります。